

令和3年度 村民税・県民税 特別徴収に関する綴

退職、転勤等の異動があった場合は、必ず

「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出してください。

※1月1日から4月30日までの間の退職者で未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

なお、年度の途中で退職された場合は、退職者の申し出によりますが、できる限り一括徴収の方法で全額納入していただくようご協力をお願いします。

※今回お送りした納入書を訂正のうえお使いください。記入の方法は、綴じ込みの「村民税・県民税の領収証書・納入書・納入済通知書の記入について」をご覧ください。

※退職等により異動届を提出した後、不要になった書類は返送していただく必要はありません。

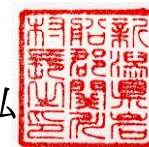
関 川 村	
住 民 税 務 課 税 務 班	
〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地	
TEL (0254) 64-1451 (直通) FAX (0254) 64-0505	
市 区 町 村 コー ド	1 5 5 8 1 1
口 座 番 号	0 0 6 3 0 - 8 - 9 6 0 0 5 9
加 入 者 名	関 川 村 会 計 管 理 者

特別徴収義務者指定書

地方税法第 321 条の 4 第 1 項及び関川村税条例第 34 条の規定により、貴事業所(社)を村民税・県民税の特別徴収義務者に指定いたします。
また、地方税法第 41 条及び第 321 条の 4 第 1 項並びに関川村税条例第 34 条の規定により、令和 3 年度村民税・県民税の特別徴収税額を別添のとおり通知いたしますので、徴収及び納入等につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 5 月 13 日

新潟県岩船郡関川村長 加 藤 弘



村民税・県民税 特別徴収事務の取扱について

1. 特別徴収による納税義務者

賦課期日現在（本年 1 月 1 日）当村に住所を有し、前年中に給与の支払を受ける者をいいます。

2. 特別徴収税額の通知について

「村民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」は 1 人毎に切り離して各納税義務者に必ず交付してください。

なお、退職・転勤等により交付できない場合は「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」と一緒に至急ご返送ください。

また、税額の通知書に漏れ等がありましたら至急ご連絡ください。

3. 特別徴収税額（月割額）及び退職所得にかかる所得割額の徴収及び納入について

(1) 月割額の徴収

税額の通知書に各納税者の月割額を算出しましたので、本年 6 月から翌年 5 月までの 12 か月間、毎月給与を支払う際に徴収してください。

(2) 一括徴収

年の途中で退職等により徴収できなくなった月割額については、本人の了解を得て退職時に一括徴収によって全納して（納入書の「給与分」に合算して納入）くださるようご協力をお願いします。

その際、「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を提出いただくにあたりましては、一括徴収の申出欄への記入をお願いします。

なお、翌年の1月1日から4月30日までの間の退職者で未徴収税額がある場合は、地方税法第321条の5第2項により未徴収税額をその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等から一括徴収していただくことが義務付けられております。

(3) 退職所得にかかる所得割額の特別徴収

退職手当を支払うときは、支払者（特別徴収義務者）が「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」によって村民税・県民税の額を計算し、納入書裏面の「村民税・県民税納入申告書」及び納入書の「退職所得分」に所要事項を記入し、月割額と併せて納入してください（手引が必要な場合は、住民税務課に申出ください）。

※個人事業主の方は納入書裏面の「村民税・県民税納入申告書」には記入せず、この綴りの「退職所得に係る村民税県民税納入申告書」に記入いただき、関川村役場住民税務課まで提出してください。

(4) 納期限と納入場所

毎月徴収した税額を翌月の10日までに「村民税・県民税納入書」によって次の金融機関で納入ください。

《指定金融機関》 村上信用金庫関川支店

《収納代理金融機関》 にいがた岩船農業協同組合関川支店、第四北越銀行坂町支店

《その他金融機関》 ゆうちょ銀行、郵便局

※新潟県・長野県以外の郵便局をご利用される場合は、この綴りの「指定通知書」に郵便局名と年月日を記入のうえ第1回分を納入するときに郵便局へ提出してください。

(5) 延滞金

納期限の翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、税額(注1)に年8.8%(注2)の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。年当たりの割合は、閏年の日を含む期間においても、365日当たりの割合です。

注1：税額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が2千円未満である時は、その端数金額又は全額を切り捨てます。

注2：納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%（各年の前年の11月30日を経過する日における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に4%の割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。（平成26年中については年1.9%、平成27・28年中は1.8%、平成29年中は1.7%、平成30・31・令和元・2年中は1.6%、令和3年中は1.5%となっております）

4. 給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書について

(1) 退職・休職・死亡等による異動

納税義務者に異動があったときは、この綴りの「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に所要事項を記入のうえ、異動のあった日の属する月の翌月10日までに必ず提出してください。

(2) 転勤等による異動

転勤等により引き続き新しい事業所で特別徴収を希望する場合は、旧事業所は、「給与支払報告・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に所要事項を記入して速やかに新事業所(社)へ回付し、新事業所(社)は異動のあった日の属する月の翌月10日までに必ず提出してください。

5. 村民税・県民税特別徴収税額の変更について

納税義務者の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「村民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、変更後の月割額は変更通知書に記載されている月割額で徴収してください。

6. 事業所(社)の所在地等の変更について

事業所(社)の所在地・名称等に変更が生じた場合は、速やかに「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

7. その他

- (1) 事業所(社)の所在地、名称等に誤りがある場合はご連絡ください。
- (2) 納税者の住所、氏名、生年月日は、住民基本台帳によるため、貴特別徴収義務者よりの報告とは異なる場合があります。
- (3) その他不明な点、用紙類の不足等がありましたら、住民税務課税務班までご連絡ください。

村民税・県民税が非課税となる場合

(1) 次のいずれかに該当する人は、村民税・県民税を課税されません。

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ②障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

(2) 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が280,000円×(控除対象配偶者+扶養親族の数+1)+100,000+168,000円以下の人は、均等割が課されません。(⇒控除対象配偶者及び扶養親族のない場合は、前年の合計所得金額が380,000円以下であれば均等割が課されません)

(3) 前年の総所得金額等の合計額が350,000円×(控除対象配偶者+扶養親族の数+1)+100,000+320,000円以下の人は、所得割が課されません。(⇒控除対象配偶者及び扶養親族のない場合は、前年の総所得金額等の合計額が450,000円以下であれば所得割が課されません)

《 村民税・県民税の「領収証書」「納入書」「納入済通知書」の記入について 》

- 納入書に記載されている金額（「納入金額（1）」）に変更がない場合は、そのまま納入してください。
- 納入金額の変更がある場合は、下記「金額の訂正のしかた（例）」のように訂正して納入してください。
- 納入の際は、納入書の「令和 ●年 ●月分」を確認してください。
- 「納入済通知書」はOCR（光学文字読取装置）で処理しますので、汚したり折ったりしないでください。
また、金額欄に**¥記号は記入しない**でください。
- 数字は

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 のように枠内にはっきり記入してください。

【 金額訂正のしかた（例） 】

印字されている金額を二重線で抹消してください

納入すべき金額を「給与分」「合計額」欄へ記入してください
「¥」は記入しないでください

※3枚とも同様に訂正してください

新潟県関川村 村民税 領収証書④

市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
1 5 5 8 1 1	00630-8-960059	関川村会計管理者
令和●年●月分	指 定 番 号	納入金額(1)
		円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	納 入	
	退職所得分	
	金 延滞金	
納期限 令和●年●月●日	額 督促手数料	
	②	
	合計額	
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印
住 所 〒 又は 所在地		様
氏 名 又は 名 称		

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

新潟県関川村 村民税 納入書④

市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
1 5 5 8 1 1	00630-8-960059	関川村会計管理者
令和●年●月分	指 定 番 号	納入金額(1)
		円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	納 入	
	退職所得分	
	金 延滞金	
納期限 令和●年●月●日	額 督促手数料	
	②	
	合計額	
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印
住 所 〒 又は 所在地		
氏 名 又は 名 称		

上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)

新潟県関川村 村民税 納入済通知書④

市区町村コード	口 座 番 号	加 入 者 名
1 5 5 8 1 1	00630-8-960059	関川村会計管理者
年 月 分	指 定 番 号	納入金額(1)
		円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円
	納 入	
	退職所得分	
	金 延滞金	
納期限 令和●年●月●日	額 督促手数料	
	②	
	合計額	
(特別徴収義務者)		領 収 日 付 印
住 所 〒 又は 所在地		
氏 名 又は 名 称		納

上記のとおり通知します。(受付店→村上信用金庫関川支店→関川村)

納入済通知書の金額欄に¥は記入しないでください。

(注)退職一括徴収分は、「退職所得分」ではなく、「給与分」に含めて記入してください。

※ 特別徴収による村・県民税を新潟県・長野県外の郵便局に納入する場合には、下の指定通知書に郵便局名、年月日を記入の上、第1回分を納入するときに郵便局へ提出してください。

----- き --- り --- と --- り --- せ --- ん -----

令和 年 月 日

郵便局長 様

新潟県岩船郡関川村長 加 藤 弘



指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当村の村民税及び県民税（特別徴収税額）取扱局に指定したので通知します。

- | | |
|------------|------------------|
| 1 認可又は承認番号 | 貯業第 567 号 |
| 2 口座番号 | 00630-8-960059 |
| 3 加入者の名称 | 関川村会計管理者 |
| 4 取りまとめ局 | ゆうちょ銀行長野貯金事務センター |

給与支払報告 にかかると所得者異動届出書 特別徴収

※ 村記入欄	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日	所在地	〒										特別徴収義務者指定番号		
		名称										宛 名 番 号		
		個人番号又は法人番号										連絡者の氏名 氏名	係	
		代表者の職氏名印												
関川村長 あて												電話 () -		
給 与 所 得 者	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異動年月日	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等の 支払額(支払 予定額)		
	氏 名		(旧姓)		円		月分から 月分まで		異動事由	1.特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 (未徴収税額を全 額徴収して納付 する。)	円	円		
	個人番号						円		1.退 職 2.転 勤 3.休職・長欠 4.死 亡 5.会社解散 6.住所誤報 7.少額給与 8.支払不定期 9.事業専従者			控除社会 保険料額		
	住 1月1日 現在						円			3. 普 通 徴 収 (未徴収税額を本 人が納付する。 ※一括徴収できな い理由欄を記入。)	円	勤続年数		
所	異動後の住所											年		

◎一括徴収等 ※給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

右のとおり一括徴収してください。 令和 年 月 日 氏名	一括徴収予定額	円	一括徴収できない理由
	一括徴収した税額は、 月分で納入します		1. (ウ)を超える給与等の 支払がないため 2. その他
	(令和 年 月 日納期限分)		

退職者の未徴収税額は、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるようお願いいたします。

転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください)

関川村で初めて特別徴収する場合は○で囲んでください。

月割額 円 を 月分から徴収 し納入します。	新 給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号	新 規	
		フリガナ		連絡者の		
		名 称		係・氏名	氏名	
		代表者の 職氏名印		電話番号	電 話 () -	

(注)1月1日から4月30日までの間の退職者で未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

「注意」
1「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先では記載せず新勤務先で
「個人番号」は記入せず、新勤務先へ送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の
所地(課税地)の市区町村長に送付してください。新勤務先では下段の事項を記入し、一月一日現在の住

記載例

ご注意

1「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は前勤務先では記載せず新勤務先で「個人番号」は記入せず、新勤務先へ送付願います。また、前勤務先では下段の事項を記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。

給与支払報告
特別徴収にかかると給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和3年11月30日		（特別徴収義務者） 給与支払者	所在地	〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912										特別徴収義務者指定番号		2345			
関川村長 あて			名称	(株)関川物産										宛 名 番 号		12345			
			個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	連絡者の氏名 係・氏名 電話番号	係	総務課 給与係	
			代表者の職氏名印	代表取締役 関川太郎 印										氏名	関川花子				
															電話	(0254) 64-1451			
給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時までの給与支払額	退職手当等の支払予定額	
	氏 名	新潟太郎 (旧姓)										円	6 月分から 11 月分まで	12 月分から 5 月分まで	異動事由	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収	円	円	
	個人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	120,000	円	円	3・11・30	2.200.000	600.000		
	住 1月1日現在	関川村大字下関1番地												1.退職 2.転勤 3.休職・長欠 4.死亡 5.会社解散 6.住所誤報 7.少額給与 8.支払不定期 9.事業専従者	未徴収税額を全額徴収して納付する。	控除社会保険料額	勤続年数		
所 異動後の住所												60,000 円	60,000 円		3. 普通徴収 未徴収税額を本人が納付する。 ※一括徴収できない理由欄を記	円	年		
275.000 3																			

◎一括徴収等 ※給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

右のとおり一括徴収してください。	一括徴収予定額	60.000 円	一括徴収できない理由
令和3年11月30日	一括徴収した税額は、12 月分で納入します		
氏名 新潟太郎 印	令和3年11月30日		

退職者の未徴収税額は、なるべく一括徴収の方法で納入してください。

転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください)

関川村で初めて特別徴収する場合は○で囲んでください。

月割額 円 を 月分から徴 し納入します。	新給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -										特別徴収義務者指定番号		新 規	
		フリガナ											連絡者の	係		
		名称											係・氏名	氏名		
		代表者の職氏名印	印										電話番号	電話 () -		

(注)1月1日から4月30日までの間の退職者で未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

太枠の中を記入してください。

普通徴収の場合、村から本人へ納税通知書を送付し、納めていただきますので、その旨本人にご連絡ください。

一括徴収の納入月等は、必ず記入してください。

新勤務先は、前勤務先から異動届出書を受けましたらこの欄と給与所得者の個人番号に記入し、村へ提出してください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 村 記 入 欄	項 目	1. 現年度	2. 新年度

令和 年 月 日 関川村長 様	（特別徴収義務者） 給与支払者	所在地	〒	—	特別徴収義務者指定番号				
		名 称					連絡者の 係・氏名 電話番号	係	
		代表者の 職氏名印	⑩					氏 名	
						電 話	()	—	

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在地	〒	〒
フリガナ		
名 称		
電 話 番 号	()	()
備 考		変 更 年 月 日 令和 年 月 日

※所在地・名称には、誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

村・県民税 特別徴収への切替申請書

令和 年 月 日 関川村長 様	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒	—	特別徴収義務者 指 定 番 号				
		名 称					連絡者の 係・氏名 電話番号	係 氏 名	
		代表者の 職氏名印	⑩				電 話	()	—

◎下記の者について 月分から特別徴収を希望します。

給与 所得者	フリガナ		生 年 月 日	普通 徴収	通知書番号		
	氏 名		年 月 日		年 税 額	円	
	1月1日現在の住所				納付済額	円	
	現 住 所				(第 期分まで)		

給与 所得者	フリガナ		生 年 月 日	普通 徴収	通知書番号		
	氏 名		年 月 日		年 税 額	円	
	1月1日現在の住所				納付済額	円	
	現 住 所				(第 期分まで)		

給与 所得者	フリガナ		生 年 月 日	普通 徴収	通知書番号		
	氏 名		年 月 日		年 税 額	円	
	1月1日現在の住所				納付済額	円	
	現 住 所				(第 期分まで)		

(注) 普通徴収の納期が過ぎたものについては、特別徴収への切替はできません。

※村記 入欄	項 目	1. 現年度	2. 新年度

退職所得に係る村民税県民税納入申告書																
岩船郡関川村長																
令和 年 月 日 提出							令和 年 月分		人 員		人					
退 職 手 当 等 支 払 額							+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
特 別 徴 収		村 民 税														
税 額		県 民 税														
特 別 徴 収 義 務 者	(特別徴収義務者)											(受 付 印)				
	住所(居所) 〒 又は所在地 氏名又は 名 称 ⑩															
	法人番号又は個人番号															
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																

◎退職金支払明細

退職した年の1月1日の住所						追・分・合
氏 名						
勤続年数	年	退職金額	円			
特別徴収額	住 民 税	円	県 民 税	円		
退職した年の1月1日の住所						追・分・合
氏 名						
勤続年数	年	退職金額	円			
特別徴収額	住 民 税	円	県 民 税	円		
退職した年の1月1日の住所						追・分・合
氏 名						
勤続年数	年	退職金額	円			
特別徴収額	住 民 税	円	県 民 税	円		

提出先 〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地 関川村役場 住民税務課 税務班